

公益社団法人安城市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人安城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の額は、年額2,000円とする。ただし、1月から3月までに正会員となった者の額は、500円とする。

(2) 正会員のうち、ゴールド会員の額は、年額1,000円とする。

(3) 特別会員の額は、年額1,000円とする。

(4) 賛助会員の額は、一口年額5,000円とする。

(納入期限)

第3条 会員の会費は、次の各号に定める期限までに納入するものとする。

(1) 正会員の会費は、毎年1回7月末日までに納入することとし、年度当初に支払われる配分金より納入するものとする。ただし、納入期限までに納入できる配分金がない場合は、納入通知書により納入するものとする。

(2) 賛助会員及び特別会員の会費は、毎年1回7月末日までに納入するものとする。

2 新たに入会しようとする者は、入会を承認された後1か月以内に、納入通知書により会費を納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年度定時総会による公益社団法人安城市シルバー人材センター定款第5条の変更の決議の日（令和6年6月25日）から施行する。